

重 点 要 望 事 項

I. 支え合う地域づくり

1. 地域で支える「地域包括ケアシステム」の構築（最重要事項2）

（1）財源の確保

地域包括ケアシステムの構築のため、消費税増収分を財源として設置される基金に、医療分と介護分の予算額を十分に確保するとともに、適切な配分に留意すること。

（2）人材の確保

① 介護報酬のアップとキャリアパスの構築

介護報酬全体をアップさせる中で、現在の介護職員処遇改善加算について、各事業所のキャリアパス制度の導入が進むよう支援を図ること。

② 人材確保対策

人材確保対策にあたっては、その前提となる福祉人材の需要量・供給量を的確に把握し、確保目標を明確にしたうえで具体的な計画を立て、施策展開を図ること。

③ イメージアップへの取り組み

介護福祉士をはじめ介護従事者の社会的ステータス向上と、介護現場のマイナスイメージ払拭に向けて、当事者団体と協力してイメージアップ戦略に取り組むこと。

（3）サービス・住まいの確保

① 在宅医療・介護を支えるサービスの確保

定期巡回随時対応型訪問介護・看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、訪問看護など在宅医療、介護を可能とするサービスが全市町で実施できるよう支援すること。

② 新しい地域支援事業の取り組み

既存の介護事業所によるサービスに加え、買物代行、外出支援、その他必要な日常生活の援助を、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な支え手によって行う「安心地区整備推進事業」モデル地区の拡大促進を図り、地域支援事業の取り組みが進むよう支援すること。また、既存サービスが必要な高齢者に対しては、これまでと同様の訪問介護・通所介護サービスの確保を図ること。

③ 介護三施設の計画的整備

地域包括ケアシステム構築のバックグラウンドとなる特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型施設の介護三施設の計画的な整備を図るとともに、既存施設の老朽化に対する大規模修繕や増床・改築、低所得利用者の生活保障を考慮した多床室施設の整備等に対し、計画的に必要な補助金の予算措置を図ること。

④ 住まいの確保

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の適切な整備を促進し、生活支援サービスとの組み合わせによる安心の住まいを確保すること。また、空き家の活用などにより低所得高齢者のための住宅の提供と家賃補助制度の導入を進めること。

(4) 運営体制の確保

① 在宅医療介護連携事業の計画的な取り組み

地域の医師会等と連携しながら、在宅医療、介護の連携を密接に図るため在宅医療介護連携拠点の整備を計画的に進めること。また、24時間介護サービスについて、利用者・事業者（訪問看護事業者、医療機関、ケアマネージャー、ヘルパーなど）への普及促進を図ること。

② 地域ケア会議への支援強化

多職種の第三者による専門的視点を交えてケアマネジメントの質を向上させるため、地域包括支援センター単位に開催される地域ケア会議の運営支援を積極的に行うこと。

③ 在宅介護体制の充実強化

高齢者の在宅生活を支えるため、生活援助員（LSA）等による24時間体制の見守りを行う地域サポート型特養の認定推進や、小学校区等の身近な地域での家事援助や配食等の重層的な生活支援サービスの提供体制の充実を推進すること。

④ 地域包括支援センターの体制強化、情報公表の推進

高齢者の総合相談の充実、地域支援事業の実施体制の強化等のため、地域包括ケアシステム構築の核となる地域包括支援センターの体制強化を進めるとともに、生活支援サービス等の情報公表を推進すること。

(5) 認知症高齢者対策の推進

① 認知症初期集中支援チームの設置促進

高齢者等の認知症対策については、医療や介護、福祉等による連携を強化するとともに、認知症が疑われる早期の段階から家庭訪問を行い、認知症のアセスメントや家族支援を行う認知症初期集中支援チームを全市町への設置を進めること。

② 認知症の人とその家族を支援する体制の整備

認知症の人、その家族に対する支援を推進するため、認知症の人が自ら活動し楽しめる場であり、家族や地域住民がふれ合える場、わかり合える場、つながりの場である「認知症カフェ」の設置や、徘徊SOSネットワークの構築、さらには「高齢者安全・安心ブレスレット」の導入などを進めること。

③ 認知症医師研修の充実

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、早期発見・早期対応の向上につながる、かかりつけ医向けの認知症対応力向上研修の実施や、かかりつけ医への助言等を行う認知症サポート医の養成などをさらに積極的に推進すること。

④ 後見推進体制の整備

認知症高齢者や障がい者等が財産管理や契約を適切に行えるよう、「成年後見制度」の普及啓発、体制整備を推進すること。

(6) その他

① 低所得者の保険料軽減

低所得者も保険料を負担し続けることができるよう、低所得者の保険料の軽減の継続に努めること。

② 介護支援ボランティアのポイント制導入

自助・互助の支援システム構築を進めるため介護支援ボランティアのポイント制の導入を進めること。

③ 個人情報保護法の見直し

データヘルスの展開、地域における要支援者の把握、効果的な支援体制の構築を進める上で、個人情報保護法が障壁となっているため、関係者による情報の共有が可能となる条例の制定等の検討を進めること。

2. 生活困窮者支援の充実

(1) ワンストップの総合相談窓口の設置

平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法施行に伴い、全ての福祉事務所において、中学校区 1 人を目処にコミュニティー・ソーシャル・ワーカー（CSW）を配置し、住民と一緒に、ひきこもり、うつやホームレス、多重債務、DV等制度の狭間や複数の福祉課題を抱え社会的に孤立している人を早期に把握・支援するため、ワンストップで何でも相談できる総合相談窓口の設置、活用に向けた市町への支援方策を検討すること。

(2) 自立支援事業の着実な実施

住宅確保給付金の支給、中間的就労等就労支援、家計管理に関する指導等家計相談支援、子どもへの学習支援等、生活困窮者ひとりひとりの自立に必要な自立

支援事業を、本人の状態に応じて、切れ目なく継続的に実施できるよう努めるとともに、NPO、民間企業・団体、ボランティアなどの支援活動に対しても支援強化を図ること。

3. 障がい者等への支援強化

(1) 制度の谷間のない支援

① 難病患者への支援強化

難病患者等も障がい児・者の範囲に加えられたことから、市町において、難病相談・支援センター等と連携した難病患者等に対する漏れのない障害福祉サービスが、難病患者や団体に対して格差なく提供されるよう支援すること。

② 無年金外国籍障がい者への支援拡充

無年金外国籍障がい者に対する福祉給付金支給制度を一層拡充し、年金受給者との格差の解消を図るとともに、国に対して引き続き救済措置の実施を求めること。また、国が救済措置を講じるまでの福祉的措置を引き続き実施すること。

③ 視覚・聴覚等重複障がい者の社会参加支援

視覚・聴覚等重複障がい者に対する聴覚障がい通訳、盲ろう通訳の人材確保、コミュニケーションの確保など社会参加と自立に向けた支援を強化すること。

(2) 障がい者の相談支援の強化

障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス利用計画」が必要となっており、基幹相談支援センターを中核とした市町における相談支援体制の整備を支援すること。また、精神障がい者および家族に対する訪問支援や相談体制の充実強化を図ること。

(3) 地域における障がい者の居住支援等の強化

① 精神障がい者の地域移行支援

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための相談、体験の機会提供、緊急時の受け入れ、地域の体制づくりなどを総合的に行う多機能の拠点整備や、ケアホームとグループホームが一元化されたサービス付きグループホームの整備を積極的に進めること。さらに、精神障がい者の地域移行を推進すること。

② 小規模作業所支援の継続

10人未満の障がい者小規模作業所についても、地域活動支援センターへの移行が可能になるよう、補助金による支援など県独自の支援策を引き続き講じること。

(4) 常時介護を要する重度障がい者に対する支援

① 経済的支援の充実

重度訪問介護の対象者が知的障がい者、精神障がい者等行動障害を有する者に拡大されたことから、必要予算を確保の上、市町支援事業の実施も含め、各市町で円滑な実施ができるよう措置すること。また、重度障害者医療費助成事業においては、償還払いが原則であるが、すでに現物給付化された高額療養費と同様に患者の立場に立った運用となるよう、市町と共に取り組むこと。

② 介護者支援の充実

重症心身障がい者(児)介護者へのレスパイト(一時預かり)対策施設をさらに拡充すること。

(5) 障がい児・者支援の強化

① 支援体制の整備・強化

重症心身障がい児・者の地域生活支援のためのコーディネートを行う拠点の整備を積極的に進めること。

② 入所施設の充実

障がい者支援施設の小規模化、施設敷地内グループホームの建設促進、個室化やユニット化、高齢者対応等の整備が促進されるよう支援強化を図ること。

③ 福祉医療費助成の制度化

県が実施している重症心身障がい児(者)、乳幼児、ひとり親家庭等に対する福祉医療費助成制度が、国において早急に制度化されるよう求めること。

④ 県立こども発達支援センターの機能強化

医師・看護師・療法士等の確保に努め、各関係機関や市町と連携して発達障がい児(者)の早期発見、相談、診断、療育指導等、支援の充実・強化を図ること。

⑤ 全県立病院への受付コンシェルジュの配置

全県立病院に、手話など障害者からの相談に対応できる受付コンシェルジュを配置すること。

(6) 障がい児・者等の活躍

事業協同組合(算定特例対象)の設立促進を図り、障がい者の雇用・就業の促進を図ること。また、農業や地域福祉の分野などで就労支援を含む社会参加の促進、障がい者の文化芸術の推進、身体障害者補助犬の普及や環境整備を推進すること。

4. 人権の尊重

(1) 市町の人権啓発活動に対する支援

人権啓発活動をさらに推進するとともに、市町が行う人権啓発活動に対する支援を充実させること。

(2) 登録型本人通知制度の市町への啓発推進

人権侵害を未然に防止するため、戸籍謄抄本不正取得の早期発見を図る「登録型本人通知制度」の導入に向けた市町に対する啓発を推進すること。

(3) ヘイトスピーチ対策

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピーチについて、教職員が正しい歴史認識を持つための研修の実施や、将来を担う児童生徒へ発達段階に応じた人権教育を行うこと。

II. 安心な地域づくり

1. 経験と教訓を活かした防災・減災対策の強化（最重要事項5）

(1) 南海トラフ巨大地震などの巨大災害への対策

① 巨大災害対策の推進

近い将来の発生が懸念されている南海トラフ巨大地震などの巨大災害に備え、公立学校施設・住宅をはじめとする建築物の耐震化、密集市街地の改善・整備、津波対策等の防災機能の強化促進など、総合的な防災・減災対策に取り組むこと。

② 危機管理・防災態勢の整備

南海トラフ巨大地震や山崎断層などに起因する内陸直下型地震発生時など、広域災害時の関係機関の連携及び初動体制の一層の強化を図るとともに、近隣府県を含めた広域的かつ総合的な危機管理・防災態勢や緊急物資の円滑な供給体制などの整備、充実にさらに取り組むこと。

③ 被災者生活再建支援制度の充実

被災者生活再建支援制度の半壊世帯への支給対象拡大の要件緩和や災害救助法の改正、新法の創設、さらには、都道府県の拠出に対する財政支援など、さらなる制度の見直しを国へ求めること。また、住宅再建共済制度の各種媒体を活用した広報及び加入促進員の増員等を一層促進すること。

④ バックアップ構造の構築

首都圏大規模災害に備え、関西における首都機能のバックアップ構造の構築

を国へ強く求めること。

⑤ 阪神・淡路大震災の経験・教訓の継承

阪神・淡路大震災からの復興過程から得られた知見を東日本大震災の被災地、被災者への支援に生かすとともに、阪神・淡路大震災 20 年を契機に引き続き教訓の継承・発信に努めること。

⑥ 消防団活動の充実・強化

地域防災力の強化のため、消防団活動の充実や団員確保に向けた啓発支援を行うこと。

(2) インフラ老朽化対策

① インフラの整備と管理

老朽化が進む高度成長期以降に整備した橋梁や道路、県営住宅、学校、上下水道、港湾係留施設、排水機場、ため池、井堰などのインフラのアセットマネジメント手法による計画的・効率的な維持管理保全、改修を着実に推進することにより、ライフサイクルコストの低減等に努めるとともに、整備したインフラの固定資産台帳の整備を進めること。

② 各種整備計画の推進

施設等の更新は防災・減災力を向上させるのみならず地域経済の活性化にも寄与することから、「津波防災インフラ整備 5 箇年計画」や「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」などを着実に推進すること。

(3) ゲリラ豪雨等地域災害への対策

① ゲリラ豪雨等地域災害への対策

近年頻発するゲリラ豪雨等の自然災害等による被害を最小限に食い止めるため、ハザードマップの見直し、周辺住宅地での雨水貯留・浸透施設の整備、土砂災害対策、地下街への浸水対策などに可能な限り短期集中的に整備・更新を図ること。また、総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画の策定、河川整備や地域対策において、優先度の高い事業については、早急に具現化に努めること。

② 土砂災害対策の強化

急傾斜地対策や深層崩壊対策をはじめとする土砂災害対策の推進、並びに六甲山系グリーンベルト整備事業の推進、さらには洪水時に甚大な被害を及ぼす河川等について、氾濫対策や内水対策を推進するなど、治山・治水事業を促進し、土砂災害対策の強化を図ること。

③ 住宅再建共済制度の加入促進

各種媒体を活用した住宅再建共済制度の広報及び加入促進員の増員等による効果的な取組を一層促進すること。【再掲】

(4) 地域の特성에合わせた防災計画の策定を推進

① 「県地域防災計画」の見直し

「県地域防災計画」の実施にあたっては、市町と連携した災害時要援護者支援の取組を強化するとともに、福祉避難所の充実や帰宅困難者に対する一時避難所の確保、津波避難場所としての高速道路や駅舎の活用等、災害発生時における市町を跨る避難対応についてさらに協議を進めること。また、災害時医療支援に有効とされる災害時多目的船による海上ルートからの災害支援について、隣接府県との検討を加速させること。

② 消防救急無線デジタル化

市町が行う消防救急無線デジタル化への財政支援を国へ強く求めること。

(5) 東日本大震災被災地へのさらなる支援

「まち」の再構築や集団移転、被災者の心のケアや健康対策など、現地ニーズに応じた技術者、専門家などの人材支援、県内避難者の実態を踏まえた就労や就学支援を継続すること。

2. 超高齢社会に向けた安心な医療体制の再構築（最重要事項3）

(1) 医師確保対策等の推進

① 医療人材の養成

特定の地域・診療科で医師が不足している状況であることから、「兵庫県地域医療支援センター」については、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援や医師不足病院への支援等を充実させること。また、ベテラン医師の地方への派遣やICTを活用した医療支援等を行う神戸大学の「地域医療活性化センター」と連携し、医師確保対策を総合的に推進すること。

② へき地勤務医師の確保

へき地勤務医師の養成枠の拡大を図るとともに、地域医師県採用制度の充実強化を図り、へき地における公立病院等の医師確保について支援を行うこと。また、へき地等不採算医療に対する財政支援の拡充を国に求めること。

③ 女性医師等の就業促進

女性医師等の一層の活用を図るため、多様な勤務形態の提供をはじめ、さらなる再就業研修や病院内保育所運営費補助等により、女性医師等が再就業し、働きやすい環境づくりに取り組むこと。

④ 地域医療体制の充実

「かかりつけ医」制度の推進強化により、地域医療連携をさらに進めること。また、誰もが安心して住んでいる地域で子どもを産み育てられるよう、地域医療機関においても産婦人科医の確保と助産師の養成及び資質向上、ハイリスク

妊婦及び新生児に対応できる高度専門的な周産期医療の充実を図ること。

(2) 救急医療対策の推進

① 夜間休日の救急医療の体制強化

夜間及び休日の救急医療を確保するため、救命救急センター等の体制確立と県下全域への導入を促進するとともに、二次救急医療体制における病院群輪番制の充実強化と三次救急医療体制の早期確立、医療機関と消防機関との連携によるネットワークシステムの導入支援方を講じること。

② 小児救急医療体制の充実

小児科医以外の医師や看護師等の救急医療関係者に対する小児救急医療研修を推進するとともに、小児集中治療室（P I C U）における専門医療チームの強化・拡充を図り、小児救急医療体制の充実に取り組むこと。また、小児救急医療電話相談（全国統一番号# 8 0 0 0）の確実な通話確保策を講じるとともに、県下9圏域での受信体制の格差是正に向けた支援を図ること。

③ 救急救命センターへのドクターカーの配置

重症患者の救命率及び救急隊活動レベルの向上に寄与するドクターカーを県内全ての救急救命センターに配置すること。

(3) 疾病対策の推進

① 再生医療の推進

i P S細胞を備蓄して再生医療に活用するため、京都大学i P S細胞研究所が実施する「i P S細胞ストック事業」に対し、保存しているさい帯血の提供を行うN P O法人「兵庫さい帯血バンク」の運営を支援すること。

② 女性特有のがん対策の推進

乳がん及び子宮頸がん検診の無料化を継続するよう国に求めるとともに、がん検診の推進強化をめざす「コール・リコール制度」の積極的な導入を図り、市町への取組支援と併せ、事業所や関係機関と連携し、さらなる普及啓発を進め、がん検診受診率の向上に努めること。また、マンモグラフィ読影医及び女性の撮影技師の養成を図ること。

③ 小児がん対策の推進

国の小児がん拠点病院指定を受けた県立こども病院を中心に、放射線治療、相談支援、学習や家族との生活を維持するための支援、患者および家族を支援する団体等の活動への支援等を積極的に推進すること。

④ がん対策条例の制定とがん予防の推進

放射線治療等がん専門医の養成・確保、チーム医療による総合的ながん治療体制の確保、緩和ケア、ターミナルケアなどをがん対策条例として制定し、積極的に推進すること。また、がん検診推進事業の恒久化、予防対策にかかわる財源確保を国に求めること。

⑤ 透析医療体制の充実

県内透析医療の質的向上と離島・中山間地等の地域間格差や施設間格差の解消に取り組むなど腎臓病患者への支援を充実すること。

⑥ アレルギー性疾患対策の推進

かかりつけ医等のネットワーク化によるアレルギー性疾患医療体制や県立病院のアレルギー外来の充実、食物アレルギーの原因物質を表示する制度のさらなる普及促進など、アレルギー性疾患対策の総合的取組を推進すること。

⑦ 性感染症対策の推進

性感染症予防に対する学校教育や危険回避への意識付けを行うほか、夜間・休日検査の拡充など、エイズ・性感染症対策を総合的に推進すること。

⑧ 高齢者等に対する口腔ケアの普及促進

自宅療養者及び施設入居者の歯科医による往診治療など、要介護高齢者等に対する口腔ケアの普及を促進するとともに、歯科衛生士を引き続き施設に派遣すること。また、本庁内に配置された歯科専門職を増員し、「口腔保健支援センター」を設置すること。

⑨ ワクチン接種の定期接種化推進

本年10月1日から高齢者肺炎球菌ワクチン接種及び水痘が定期接種化となったことから、おたふくかぜ、B型肝炎ワクチンについても早期の定期接種化を国に求めること。

⑩ 全新生児への聴覚スクリーニング検査の実施

聴覚障害は、早期に発見されて、補聴器や人工内耳などの適切な支援が行われれば障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語の発達が促進されて社会参加が容易になることから、全ての新生児に対する聴覚スクリーニング検査を実施すること。

(4) 難病対策の推進

① 患者・家族への支援強化

難病患者への医療費支援や団体・家族に対する支援など難病対策の充実に取り組むこと。さらに、受給者証の継続更新については、郵送等による手続きの簡素化を図ること。

② リウマチ患者支援の推進

生物学的製剤治療を行うリウマチ患者に対する高額療養費の見直しなど財政的支援を国へ求めるとともに、県としての支援策を検討すること。

③ 脳脊髄液減少症患者支援の推進

有効な治療法であるブラッドパッチ治療については先進医療に限らず幅広く保険適用が可能となるよう引き続き国に求めるとともに、本病について広く県民に周知すること。

(5) こころのケア施策の推進

① 音楽療法の普及・定着

音楽療法の普及・定着を目指して、音楽療法定着促進事業を継続するとともに、全国統一制度にするため国家資格化を国へ働きかけること。

② 自殺防止対策

こころの健康保持対策を進めるとともに、カウンセリングの充実や遺族へのケアなど自殺防止へ向けた総合的な対策を推進すること。

③ 認知行動療法の推進

認知行動療法の県内での推進に努めるとともに、うつ病等に対する早期発見から治療、社会復帰までの支援体制を充実すること。

(6) 動物愛護

① 動物愛護の機能強化

本年3月に改正された「動物愛護管理推進計画」に基づき、動物管理、動物愛護対策について警察、教育機関など関係機関と連携し取り組み、県民の動物愛護意識の醸成に努めること。また、殺処分ゼロを目指すとともに、譲渡数の拡大を図ること。さらには、動物愛護センターに警察官OBなどによるアニマルポリスを配置し、動物虐待など監視強化を図ること。

(7) その他

① 国民健康保険移管にかかる対応

社会保障制度改革国民会議が提案した「国民健康保険の運営主体を県へ移管する」ことについて、広域化を含めた抜本的改革や基礎自治体に対するインセンティブ制度の創設など、検討・準備を行い、必要財源対策を国に求めること。

3. 防犯・犯罪対策の推進

(1) 警察体制の整備

① 人材の育成・確保

警察官の職務倫理の向上を図るとともに、警察官一人ひとりの資質・能力の向上及び退職警察官を積極的に採用するなど優秀かつ多様な人材の確保に努めることにより、警察力を強化すること。また、女性警察官の比率目標を設定し、計画的に推進すること。

② 警察施設の整備推進

老朽化や狭隘状態になっている警察署や交番等の建て替え、大規模改修を計画的に推進すること。また、警察官（駐在所の家族も含む）に必要な機材や備品の充実を図ること。

(2) 刑法犯罪対策の強化

① 反社会的組織の撲滅

暴力団排除条例を効果的に活用し、事務所の開設・運営の禁止など行政命令等を積極的に発令すること。また、条例施行前に開設された事務所や住居等の拠点については、地元住民の排除運動を積極的に支援するとともに、場合によっては拠点となっている物件を一時的に県や市町が買取りを行う等により、拠点からの排除実現に向けて積極的に取り組むこと。

② 国際犯罪組織の取締り強化

不法滞在者の取締り強化とともにヤード対策を継続し、国際犯罪組織の実態解明を推進すること。

③ 少年非行への対策強化

暴走族への対策を含め、凶悪・粗暴化する少年非行に対し、学校・P T Aと連携した街頭補導および検挙活動等の対策を強化すること。

④ 薬物濫用防止対策の強化

「薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、覚醒剤や大麻、MDMA、危険ドラッグ等の摘発、取締りなど、薬物濫用防止対策を強化すること。

⑤ 「取り調べの可視化」へ向けた環境整備

冤罪事件を無くすため、裁判員裁判対象事件の取り調べだけでなく、すべての事件の「取り調べの可視化」へ向けて環境整備を進めるとともに、国に対して被疑者取り調べの全過程の録音・録画の実施を働きかけること。

(3) 地域の防犯対策の強化

① 「ひょうご地域安全SOSキャッチ事業」の普及・促進

地域に潜む犯罪の兆候を早期につかみ、防犯力向上につなげていく「ひょうご地域安全SOSキャッチ事業」の普及啓発を促進するとともに、県・市町、関係機関との連携により、さらに効果的な実施に努めること。

② 子どもと女性を守る対策の充実強化

地域の高齢化や空き家の増加等の社会情勢変化に合わせ、子どもを守る110番の家・店・車の充実、見直しを図るとともに、レディースサポート交番の拡充を推進し、子どもと女性を守る対策を強化すること。児童虐待事案については、児童の安全確保を最優先し、子ども家庭センターとの連携を強化すること。また、少年犯罪防止に向け、学校・P T A・自治会等と連携した補導活動を強化するとともに、犯罪を未然に防止するための声かけ運動等を推進すること。

③ 防犯カメラ設置の推進

犯罪の抑止と捜査力向上が期待される防犯カメラの設置を推進するために、補助上限額と設置件数の引き上げを図ること。

④ 巡回連絡やパトロールの強化

地域住民の把握によって、犯罪の抑止や災害時などの迅速な対応が可能となることから、日ごろから巡回連絡やパトロールの強化に努め、地域の方々に「顔がわかるお巡りさん」として存在を示して体感治安の向上を図ること。

(4) その他

① 動物の愛護対策の推進

動物の遺棄、殺傷、不適切飼育について、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨を警察官に周知徹底するとともに、アニマルポリス・ホットライン等を通して動物虐待事案を掌握するとともに、動物愛護センターとの連携強化を図ること。

② 初動対応の強化

「地域警察デジタル無線システム」の活用を通して、初動対応の強化を図ること。

③ サイバー犯罪対策の強化

サイバー犯罪に的確に対応し、IT社会における県民の安心・安全を確保するとともに、関連犯罪の取締りを強化すること。特に、スマートフォンの普及など、急速なインターネット環境の変化によって増加しているSNSなどを利用した児童売春・児童ポルノ事件など、青少年の健全育成に悪影響を及ぼすサイバー犯罪の取締りと広報啓発活動の取り組みについて強化すること。

④ 犯罪被害者等の支援強化

犯罪被害者等基本法の目的に基づいて、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図る施策・支援を推進すること。併せて、被害者に対するマスコミの取材や報道等について、被害者のプライバシー保護の確保にも努めること。

⑤ 知能犯罪対策の強化

「振り込め詐欺」をはじめとする特殊詐欺など身近な知能犯罪から県民を守る対策及び取締りを強化すること。

4. 自転車事故防止等の交通安全対策強化（最重要事項6）

(1) 交通安全対策の推進

① 危険運転の取締り強化

飲酒運転の取締り強化と関係業界への啓発を推進すること。また、自転車の酒酔い運転や二人乗り、乗車中の携帯電話使用などの危険運転に対する取締りを強化すること。

② 高齢者等の運転事故防止

高齢者の自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納を一層促進するとともに、意識障害の可能性があるドライバーへの運転免許証の交付・更新が慎重に対応されるよう対策を講じること。また、ハンドル型電動車いすに係る事故防止対策に取り組むなど、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者に配慮し、交差点

改良や道路照明、通学園路への信号機設置など安全施設の整備を推進すること。

③ 住宅地の交通安全対策

住宅地、学校隣接地域等の安心・安全・快適な交通環境の整備を図るため、ゾーン30を積極的に推進し、地域住民・道路管理者・警察の3者による協議会等を立ち上げるなどの対策を図ること。

④ 自転車事故防止策の推進

自転車と歩行者の交通事故防止のため、交通安全教育のさらなる推進を図るとともに、自転車の保険加入の義務化等も視野に入れた条例を早期に制定し、警察本部など関係機関と連携して、自転車の交通安全対策強化に努めること。

(2) 通学路対策の推進

通学路の安全確保を図るため、保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行った一斉点検の結果をもとに、通学路における歩道や自転車専用道等の早期整備を図ること。

(3) その他

① 「脳脊髄液減少症」のサポート

近年増加している「脳脊髄液減少症」などの後遺症で悩む交通事故被害者に対し、医療機関の紹介など適切な支援を行うこと。

5. 「空き家」問題への対応

(1) 空き家の利活用等

使用できる空き家は地域の活性化のために利活用するとともに、周囲に迷惑をかけているような空き家は所有者が改善命令に従わない場合、罰則を科すなどの負担を強いる条例の制定や除却を促す税制を導入するなど、空き家問題の解決に向けた取組を市町と連携して推進すること。

(2) 既存の住宅ストックの有効活用

既存の住宅ストックを有効活用するための中古住宅・リフォーム市場の活性化や戸建て住宅の賃貸流通を促進すること。

Ⅲ. 持続可能な地域づくり

1. 財政健全化に向けた着実な県政運営の推進

(1) 持続可能な行財政構造の確立

① 県と市町の役割明確化

県が担うべき業務を検証し、さらなる権限と財源の移譲を進め、二重行政や重複事業の廃止に努めるとともに、不要不急な事業の削減等を行い、さらなる業務の効率化を行うこと。

② 財政の健全化

財政の健全化を図り、県民の信頼に応えるために、時価での資産評価や負債のストック情報、減価償却費や人件費などのフルコスト情報を正確に把握することができる公会計システムを導入し「財政の見える化」を図ること。また、人口激減社会及び投資の後年度の受益負担の明確化に備えて、早急に減価償却・積立（引当）金制度を導入し、後年度の新たな投資額を抑制すること。

③ 公社、外郭団体の改革促進

外郭団体等に対して、事務事業や組織体制等の徹底した検証を行い、会計指導の徹底など不断の見直しを行うこと。

(2) 行革推進方策の着実な実行と検証

① 第3次行革プランの着実な推進

行財政構造改革審議会による実施状況の審議の適切なフォローアップを図りながら、第3次行革プランを着実に推進すること。

② 地方税財源の委譲・充実

地方の自由度を高める地方税財源の委譲・充実を求めるとともに、県・市町の地方交付税が減額されないよう国へ強く求めること。また、平成27～28年度から合併算定替の縮減による地方交付税特例措置について5年程度の期間で見直しが図られるが、集約が困難な行政需要等、合併市町の特殊性を考慮した地方交付税算定に見直すよう、国に求めること。

③ 県有財産の利活用

県有施設跡地や先行取得用地等の未利用地を含めた県有財産の利活用について、土地の売却や事業予定地の暫定活用及び民間貸付など一層の推進を図ること。

④ 債権回収の強化

債権管理標準マニュアルに基づく取組の定着や体制の整備を進めるとともに債権回収計画や債権管理状況を公表すること。

⑤ 指定管理者制度の推進

指定管理者制度については、経費削減効果はもとより、サービス面の水準においても外部の視点での客観的評価を行い、さらなる民間事業者のノウハウを活用すること。

(3) 組織、公的施設等の見直し

① 教育事務所のあり方見直し

来年度に教育振興室が統合される教育事務所をはじめ、実務を実際に担っている市町教育委員会への移譲等により、権限と責任を明確にすること。

② 県立大学の改革促進

県立大学の公立大学法人への移行により、大学自身による改革を促すために策定された中期目標を基本に、大学の個性・特色が発揮され、地域や学生にとってより魅力ある大学となるよう、引き続き改革を進めること。

③ 研究機関の機能強化

研究機関における技術者、研究員の後継者育成や人材確保に向けた予算の拡充に努め、研究成果がさらに挙がる環境を整備すること。

(4) 地方分権改革の着実な推進

第4次一括法に基づき提案した事務・権限移譲等については、地方分権の推進や地方税財政の充実強化のために実現できるよう、関係省庁等への働きかけを強化すること。

2. 「人が生きる、地方創生。」に向けた取り組みの推進（最重要事項1）

(1) 人の流れの転換

① UターンIターンの促進

若年労働者の域外流出等による著しい人口減少や深刻な労働力不足が懸念される地域において、ハローワーク、市町、経済団体、自治会等で構成する協議会を設置するとともに、県においては、広域的な立場で人材の派遣など具体的な計画を立て、実施する支援組織をつくり、地域の実情に合わせたUターン・Iターンや地域内定着を促進すること。

② 地域おこし協力隊、新・田舎暮らし隊の推進

都市地域から過疎地域等へ住民票を移し、地域に居住して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」事業の取り組みや、集落単位で地域活性化や暮らしの安心の活動を進めるため都市農村共生・対流総合対策事業（新・田舎で働き隊事業）に取り組みを積極的に推進すること。さらに、「子ども滞在型農山漁村体験教育」にも取り組むこと。

③ 都市高齢者の住み替え

高齢者のU・Iターンを進めるため、リバースモーゲージ（自宅などを担保に老後の生活資金やリフォーム資金の融資を受けられる制度）や相続などの手続き支援の体制を整備し、都市高齢者の地方への住み替えを支援する仕組みの導入促進を図ること。

（２） 地域を支える産業の充実、支援

① 地域再生促進事業の推進と構造改革特区制度の積極的な活用

NPO等の活動を支援する地域再生法に基づく自主的・自立的な取り組みである地域再生計画の策定、実行を積極的に推進すること。また、国家戦略特区について、本県を含む「関西圏 国家戦略特別区域」では、医療イノベーションや国際ビジネス拠点としてのまちづくりに向け、規制改革項目の活用などにより、企業が速やかに事業展開できるよう財政面も含め取り組みを支援すること。「養父市 中山間農業改革特区」では、事業計画の具体化に向けて、企業等が速やかに事業展開できるよう、養父市の取り組みを支援するとともに、中山間地域での農業モデルとして発信すること。

② 地方中枢拠点都市圏の形成への支援

高度医療提供体制や6次産業化の支援、子育て支援、さらには地域交通の確保など、圏域全体の住民の暮らしを支えることが期待され、現在、モデル事業として一定の人口規模と中核性を有する姫路市や加古川市などを中心に、近隣の市町と連携し形成を進めている地方中枢拠点都市圏の形成について、県として必要な助言を行うなど、積極的に支援すること。

③ 地域活性化に向けた支援

圏域として必要な生活機能の確保に中心的な役割を担う中心市を核として、産業・雇用、県土形成、住宅、子育て支援などの総合的な戦略のもと、地域活性化が進むよう県として支援すること。

④ 産業力の強化に向けた支援

地域における産業基盤を強化するため、世界で競争力のある先端産業、地域の特色を活かした地域産業、圏域の生活を支える生活産業に分けて、統一感のある産業政策を推進し、進出する企業へ支援措置を行うなど、本県の強みを生かした、戦略的な地域産業の育成を支援すること。また、医療・福祉産業など、内需型産業を規制緩和などにより育成すること。

（３） 魅力あるコミュニティの形成

① コンパクトでスマートなまちづくりの推進

生活圏を意識した都市機能と行政サービス圏域の再構築、再配置を推進すること。また、公共交通網においても、不採算の交通網を見直しつつも最適な交通網を事業者、地元自治体、地域が連携しながら最適化を進めること。併せて

自転車の利用環境の整備を推進すること。

② 地域経済イノベーションサイクルの取り組み

地域の産・学・金・官が参画する円卓会議方式によって地域経済のイノベーションサイクルを構築し、それぞれの創業支援事業計画に基づき地域密着型企業の立ち上げを促進すること。

③ 分散型エネルギーインフラプロジェクトの取り組み

地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画（マスタープラン）の作成を進めるとともに、電力小売参入の全面自由化を見据え、新たな起業を進め、多様なエネルギーインフラの整備を進めること。

④ 兵庫の強みを生かした産業力強化の取り組み

厚みのある産業集積を生かした成長産業分野の強化、多彩な産業・人材集積を生かした異業種交流などによる企業・産業の新分野進出や新商品開発、また新規事業の起業や女性起業等を積極的に促進すること。また、地域経済の活性化に向け、スーパーコンピュータ「京」やSPRING-8、SACLA等を生かした創薬等の実用化・産業化、さらにはクラウドソーシングなど、ITを生かした事業展開について、中小企業にも広くメリットが波及するよう取り組みを推進すること。

⑤ 地域の再生、機能集約

存続が危ぶまれる地方の再生に向けて、若者の流出を防止するため、それぞれの地域における職住近接への産業の配分を促進するとともに、地域の活性化に向けて、例えば地域のランドマーク的なグリーンピア三木の再生や周辺地域の再整備、小野長寿の郷の医療・健康・福祉の機能を集積させた地域の整備、県立加古川医療センターの周辺県有地を活用した健康・医療ゾーンの整備について、地元市町の取組が着実に進むよう支援すること。また、市街化調整区域の土地利用規制緩和についても、地域実態に合わせて積極的に支援すること。

⑥ 三宮駅ビルの改修支援

JR、阪急の三宮駅ビル改修計画の検討に当たっては、兵庫の玄関口に相応しく、高い機能性や利便性を有した開発となるよう、事業者、神戸市と連携し、支援を行うこと。

（４）高齢者の様々な場面での活躍

① 元気な高齢者の就業支援

企業、経済団体、シルバー人材センター等と連携を強化することにより、高齢者の知識・技能・経験等を活かせる在宅ワークも含めた多様な働き方の就業機会を創出するとともに、就業意欲のある高齢者とのマッチングを充実させること。

② 高齢者の多様な社会参加を促進

ICT活用などによる情報受発信により、高齢者が生涯学習等として“学ぶ”、

“教える”機会を拡大し、自治会・老人クラブなどの地域活動、ボランティア活動、ソーシャルビジネス（子育て支援や介護など社会的課題の解決に取り組む事業）の起業・事業展開など多様な社会参加の促進を図ること。

（５）高齢者も安心して暮らせる地域社会

① 犯罪から高齢者を守る

街頭犯罪、侵入犯罪等の被害を防止するため、防犯ボランティアの活動支援、地域安全センター等の防犯拠点の整備や、ICTを活用した警察等との連絡・連携を強化すること。また、事案認知時の初動対応を徹底し、水際対策、金融機関・コンビニ・企業との広報活動等の取組により、“振り込め詐欺”、悪質訪問販売（高額物品・金融商品等）などの被害を減少させるための効果的な活動を強化すること。

② 災害から高齢者を守る

高齢者など災害弱者（災害時要援護者）を守るため、改正災害対策基本法により市町に作成が義務付けられた名簿を基に、関係機関が連携し、避難訓練を実施するなど災害から高齢者を守る体制を強化すること。

③ バリアフリー化の推進

駅や公共施設などのバリアフリー化の一層の推進、幅広く段差のない歩道の整備や橋梁の歩道整備、電柱の地中化などによる車いす移動の容易化、道路横断の安全の確保などを図るとともに、公共住宅等のバリアフリー化を推進すること。併せて、駅ホーム上の転落防止柵の設置・促進に取り組むこと。

④ 住宅団地の再生で地域社会の活性化

高齢化率が高い団地等に若者世帯が入居を望むように、リフォームに対する支援の促進、近隣の教育・保育施設の充実、交通アクセスの改善等を実施すること。

⑤ 高齢者独居世帯対策

地域住民が行う見守りなどの支援活動を推進するとともに、市町、NPOなどが行う、買い物弱者への支援や配食、家事援助サービスなどをバックアップすること。

⑥ 高齢者虐待防止対策

高齢者虐待防止対策について、県民総合相談センター・市町・地域包括支援センターの連携により、被害の早期発見、通報及び相談体制の強化を図り、被害者の保護、救済、リハビリ及びこころのケア体制の確立を図ること。

3. 雇用対策の推進

① 緊急雇用就業機会創出等事業等の推進

緊急雇用就業機会創出等事業については、今まで実施された事業の検証を行い、さらに持続的・安定的な雇用につなげるよう造成した基金を有効に活用す

ること。また、過労死防止に向けた対策を国と協調して取り組むこと。

② 新規学卒者への対策

県内企業に対し、引き続き新卒者に対する要件緩和の働きかけや新規学卒者未就職対策を推進し、若年者の失業率を半減すること。

4. 未来に向けた持続可能な社会の構築

(1) 多様な再生可能エネルギーの推進

① 「ひょうご100万キロワット創出プラン」の着実な推進

兵庫県地球温暖化対策方針にある、再生可能エネルギーの導入目標「ひょうご100万キロワット創出プラン」を2020年度までに達成する方策と支援策を明確に提示し、市町にも協力を得ること。また、再生可能エネルギー導入に資する技術開発等を県内企業や県民と一体となって取り組むとともに、関連企業の集積を進め、再生可能エネルギー分野へのさらなる投資拡大を促進すること。

② 太陽光発電システムの設置推進

大規模集客施設等における太陽光発電システムの市民オーナー制やメガワットソーラー発電施設の企業オーナー制による整備を促進すること。また、学校などの公共施設等への太陽光発電システムの導入を促進するとともに、住宅用の太陽光発電システムの設置支援策を一層推進すること。

③ 地産地消型エネルギーの推進

地産地消型のエネルギーを確保する対策として、企業や自治会、NPO法人等と連携し、太陽光発電や木質バイオマスを活用した発電など再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた支援を強化すること。

④ メタンハイドレートの賦存調査

本県の調査によって存在の可能性が高まった山陰沖のメタンハイドレートについて、実用化に向け、国に対し引き続き本格的な調査の実施を求めること。

(2) 環境先導社会の実現に向けた取組

① 資源の回収・再生の推進

使用済み携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図る「小型家電リサイクル法」の施行にともない、県民の意識啓発のための広報、県民運動をさらに推進すること。

② 生物多様性の保護

市町や地域住民、事業者、各種団体、NPO等による生物多様性自然保護保全に関する活動に対し、財政面も含め、支援策を拡充すること。

IV. 魅力ある地域づくり

1. 安心の交通ネットワークづくり

(1) 道路ネットワークの充実・強化

① ミッシングリンクの解消

県民の経済・社会活動を支え、救急救命活動や大規模災害の際には「命の道」となる、北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道などの基幹軸道路の整備を促進し、関西3空港へのアクセスを高める名神湾岸・阪神高速湾岸線西伸部などミッシングリンクの早期解消に努めるとともに、全国でも有数のものづくり拠点である播磨臨海地域の渋滞解消をめざす播磨臨海地域道路の早期事業化を国に強く求めること。

② 地域基幹道路の整備促進

地域の交流や暮らしを支える生活道路については、緊急で即効性のある維持補修に努めるとともに、未整備区間の早期整備や渋滞解消対策、問題踏切の解消をはじめ、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路として整備を進めること。

③ 高速道路料金の割引格差是正

阪神高速道路や本州四国連絡高速道路と他の高速道路との料金体系の統一を図るとともに、料金割引については、観光振興、物流対策、通勤利用などの観点重視し、大口・多頻度割引や割引格差是正を引き続き国に対し求めること。

(2) 空港・港湾の機能強化

① 神戸空港の運用規制緩和と3空港一体運用

神戸空港における運行時間延長、発着枠の拡大など運用規制の緩和実現、関西全体の航空需要を拡大するための3空港一体運用に向けて、国や近隣自治体との合意形成に向けた働きかけを積極的に行うこと。

② コウノトリ但馬空港の東京国際空港直行便の開設実現

コウノトリ但馬空港から東京国際(羽田)空港への直行便の開設の実現に取り組むこと。

③ 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の競争力強化

国際コンテナ戦略港湾・阪神港について、ハブ機能強化に向けたインフラ整備への集中投資と集荷機能強化への支援、規制や税制に係る特例措置の実現等を国へ強く求めるとともに、モーダルシフトの推進に配慮しつつ、利用料の大幅引き下げ、内航フィーダー網の充実強化等により国際競争力を強化すること。

(3) 公共交通の維持・活性化

「ひょうご公共交通10カ年計画」に基づき、県民の生活交通を支える鉄道、バスなど不特定多数の利用に供する地域公共交通を基本に、地域の実情に応じてデマンド交通とのベストミックスを図りながら、公共交通の利便性の向上に努め、利用を促進すること。

2. 中小・小規模企業の振興

(1) 開発から販路開拓までの一貫支援

中小企業の優れた技術・アイデアを製品化し、日本各地そして世界の市場を取り込むため、工業技術支援センターや大学等と連携した研究開発や新分野進出から、確固たる販路を有する企業間連携等による販路開拓まで強力に一貫支援すること。

(2) 地域の中小企業の人手不足の抜本的な解消

若年労働者の域外流出等による著しい人口減少や深刻な労働力不足が懸念される地域において、ハローワーク、市町、経済団体、自治会等で構成する協議会を設置するとともに、県においては、広域的な立場で人材の派遣など具体的な計画を立て、実施する支援組織をつくり、地域の実情に合わせたUターン・Iターンや地域内定着を促進すること。【再掲】

(3) クリエイティブ産業の育成

新たな雇用創出やまちづくりの創造、ライフスタイルの提案などによる地域活性化、農産品の6次産業化など、地方創生にもつながるクリエイティブ産業の育成、事業展開を支援すること。

(4) 地域の特色を活かしたビジネス

各地に存在する多彩な地域資源（農林水産品、観光資源、技術、伝統・文化など）を掘り起こし、品質管理の徹底、売れる商品・サービスの開発を支援することで地域資源のブランド化を進め、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、特色ある地域資源を活かしたビジネスモデルを展開すること。

(5) 商店街を地域コミュニティの中心として蘇生

大型店や地域の製造業・農林水産業等との連携により商店街を買い物の場として再生させるとともに、商店街の空き店舗を活用した子育て支援・高齢者向け施設等を整備し、地域コミュニティの中心として蘇らせる施策を展開すること。また、一過性の販促イベント支援だけでなく、商店街の競争力強化に向けた、商店

の再配置やテナントリーシング等に対する支援を行うこと。

(6) 経営支援の充実・強化

① 中小企業関係施策の「見える化」

多様な中小企業施策を国・県・市町ごとに「見える化」する取り組みを促進し、事業者の立場に寄り添った施策の周知徹底を図ること。また、施策を利用した企業の活動を動画等にて広報するなど発信力を強化し、各地の中小企業のチャレンジを喚起すること。

② 経営安定化に向けた支援

消費税増税に伴い影響を受ける中小企業に対して、経営円滑化貸付等の融資支援策や、下請け企業が消費税相当を価格転嫁できる対策を講じること。また、制度融資や信用保証においては、新規事業や新商品の将来性を評価するなどの要件緩和を進めるとともに、過去に一時的な滞納がある中小企業においても、現在の返済状況や経営実態を考慮した上で、柔軟な信用保証対応などが図られるよう指導すること。また、中小企業・小規模事業所へのものづくり支援内容や事業資金に対するつなぎ融資の円滑化については、金融機関や商工会等と連携し推進すること。

③ ワンストップ支援の充実

ひょうご産業活性化センターと商工会議所・商工会等の経済団体、金融機関や大学等の連携によるワンストップ支援が、実効性のある経営支援となるよう積極的に関与すること。

④ 公共工事受注機会の確保

分離発注により地元企業を優先し、県下中小企業の公共工事受注機会の確保をさらに推進すること。

3. 農林水産業の振興

(1) 農業生産基盤の整備・保全

① 農地や水利施設の整備

農業生産基盤の整備・保全を図り、農地中間管理機構と連携した水田の大区画化・汎用化や、ほ場整備、ため池・用排水など農業水利施設の長寿命化・耐震化が遅滞なく推進できる事業費が確保できるよう、国へ強く働きかけること。

② 次世代施設園芸モデルの拡充

流通業者や加工業者などの異業種と連携した生産体制の確立や、大学や研究機関等との連携による先端技術を駆使した次世代の施設野菜団地の整備など、地域の特性に応じ、国際化にも対応した次世代型の施設園芸モデルの取り組みへの支援を拡充すること。

③ 耕作放棄地の再生利用

耕作放棄地は、農地中間管理機構の整備・活用等により、再生利用を推進すること。

(2) 担い手対策

① 多様な担い手の活躍

地域農業の担い手の法人化を進め、認定農業者を人・農地プランの中核経営体として育成し、女性、若者、障がい者など、多様な担い手の活躍を促進すること。

② 担い手への農地集積

担い手が利用する農地面積の割合を増加させることを目指し、農地中間管理機構等が農地集積による生産性の向上や、棚田などの農業の観光化等地域振興を進めることで、集落営農組織等への移行や意欲ある担い手（若者、再就業者、Iターン、Uターン）の育成を図り、後継者等の就農を促進し、小規模農業地域の維持・保全に努めること。

(3) 6次産業化の促進

農業経営の多角化・複合化・法人化等を進め、農林漁業成長産業化ファンドの拡充・活用や、医福食農連携など多様な業種との連携による農林水産業の高付加価値化を推進し、地域の活性化に繋げることとともに、NPOや企業の参入支援策など多様な担い手の育成を図りながら、産業としての農業を再構築すること。

(4) 畜産・酪農の産業競争力強化

食品企業等との連携による農協プラントの再整備支援や、収益力向上に取り組む地域ぐるみの体制（畜産クラスター）の構築、特徴ある飼料を活かしたブランド化等を推進すること。酪農については効率的な酪農経営のための協業化や法人化、民間企業参入による酪農場の規模拡大、労働環境改善による新たな担い手確保を推進すること。

(5) 鳥獣被害対策とジビエ活用

中山間地域や阪神北部等の都市部において、シカ、イノシシ、サル、アライグマ等の有害鳥獣による被害が発生し、農林業従事者の意欲を減衰させていることから、狩猟者の確保や防護柵などの設置支援、適正な個体数管理、さらにはシカ肉処理加工施設の整備を促進し、地域資源であるジビエ（シカ、イノシシなど野生鳥獣の肉）を活用した地域活性化を図ること。また、鳥獣の保護・管理について広域対応を行う仕組みの検討や、さらなる規制緩和のほか、狩猟者を定着させるため、狩猟免許の有効期間延長や更新手続きの簡素化について国に求めること。

(6) 林業の振興

CLT（直交集成板）など新たな木質材料工法を普及させ、建築物における木材利用等を促進すること。また、企業や市町等が取り組む、県内の未利用間伐材や林地残材による木質チップ製造や木質バイオマスを活用した発電設備導入を支援し、再生可能エネルギーの普及・拡大に努めるとともに、資源循環型林業の構築に取り組むこと。

(7) 水産の振興

① 県産水産物の消費拡大

首都圏へのプロモーションや、量販店等での対面販売、漁港での直販活動により、漁業の収益性向上を図るとともに、県産水産物の生産・消費拡大を促進すること。

② 漁業経営の支援

円安等に伴う漁業用燃油の高騰に対する緊急特別対策を引き続き国に求めること。

③ 持続可能な漁業の推進

藻場や浅場等の漁場整備、瀬戸内海海域の栄養塩管理の促進、栽培漁業技術の開発に取り組むこと。また、河川土砂等の海域への供給など豊かな漁場の再生に向けた総合的な取組を進めること。

(8) 農林水産物の輸出促進

品目別・国別の農林水産物等の輸出戦略により、兵庫の食文化・食産業のグローバル展開を加速させること。

(9) 都市農業の振興

生産緑地を活用した都市農業モデル農家の育成、直売活動への支援を促進するとともに、都市住民の農業体験等に対するニーズの高まりに対応し、民間農園・農業体験農園などの更なる充実・整備を通じて都市農業を振興すること。

(10) 「県産県消」の推進

「おいしいごはんを食べよう県民運動」及び米飯学校給食の拡大を図るとともに、学校給食に県産農水産物を積極活用できるよう市町への支援強化を図るなど、県産農林水産物の県内消費を推進すること。

4. 観光産業の振興

(1) ホストシティ制度の創設

東京オリンピック・パラリンピックで首都圏以外の地方も活性化させるため、参加各国代表団等の担当を特定の地方都市「ホストシティ」として認定する制度を創設することを国に求めること。

(2) 訪日外国人観光客等の県への誘客推進

東京周辺やゴールデンルート（東京～富士山・箱根～京都・大阪）など訪日外国人の需要が集中している地域からの来県需要を創出するべく、地域間の広域連携を強化して情報発信力を高めるとともに、ストーリー性に富んだ多様な観光ルートを開発・提供し、海外へ積極的に発信すること。

(3) 訪日外国人観光客等の受入れ体制の強化

外国人観光客等がスムーズに移動できるよう、交通の利便性の確保、バリアフリー化、多言語対応の改善・強化、無料公衆無線LAN環境等のハード面の整備を進めるとともに、ハラール（イスラム法において合法的な食品など）等の導入促進等、ソフト面の環境整備も合わせて推進すること。

(4) 新たな国内旅行環境の整備

① ユニバーサルツーリズムの促進

高齢者・障がい者を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、バリアフリー情報の提供や旅行者へのサポートなど地域の受入体制を強化するほか、高齢者等が参加しやすい旅行商品の開発・普及を図り、ユニバーサルツーリズムを促進すること。

② 多彩な滞在施設の整備

阪神・淡路大震災の歴史的な復興事業の軌跡にアクセスできる環境整備や、古民家、農林漁業体験民宿、国家戦略特区制度を活用した滞在施設の利用に向けた取り組みなどを促進すること。

③ テーマツーリズムの推進

ツーリズム人材の育成・確保を行うとともに、県内の芸術文化施設並びに平成の大改修が終了する世界遺産「姫路城」をはじめとする歴史関連施設等への来訪者、リピーターの拡大をめざし、テーマツーリズムの総合的な振興を図ること。また、瀬戸内海沿岸各県等と連携し、岡山空港や鳥取空港を活用したルート開拓、瀬戸内海地域振興策をさらに強化すること。

V. 活力ある地域づくり

1. 女性の活躍と子育て支援（最重点事項4）

（1）子育て支援と環境整備

① 認定こども園等の整備推進

都市部における待機児童の解消や、地方部での子どもの育ちに必要な集団の場の提供など、認定こども園のさらなる設置促進に向け、施設整備支援の拡充や移行促進のためのインセンティブの付与、市町が柔軟に対応できる制度設計、人員の配置及び設備・運営基準に係る地方裁量の拡大とともに、これらに伴う財源の確保を国に求めること。また、病児・病後児の預かり、小規模保育や家庭的保育（保育ママ）、保育支援をコーディネートする専門の相談員（保育コンシェルジュ）などの多様な子育て支援施策に取り組み、平成 27 年度から本格的に実施される「子ども・子育て支援新制度」に向けて着実に準備を推進すること。

② 幼児教育の無償化

すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、小学校就学前3年間の幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育無償化の実現に向け、財源の確保と合わせ、段階的な導入を国へ求めること。

③ 子育て世帯への経済支援

こども医療費の助成をはじめ、多子世帯保育料の軽減や事業所内保育施設の整備など、「子育て世帯の支援」や「子育てと仕事の両立支援」のために現在進められている各種事業について、今後も引き続き継続・拡充を図るとともに、財源の確保に向け、これまでの成果も踏まえた検討を進めること。

④ 企業への取組支援

子育てと仕事の両立支援に取り組む企業に対して助成等を行い、育児休業や短時間勤務の普及・取得促進を図るとともに、事業所内託児施設の設置運営に対する補助を拡大すること。

⑤ 妊娠・出産・産後の切れ目のない支援の推進

妊娠・出産、そして出産直後の母と子をサポートする切れ目のない支援を推進するとともに、市町における母子健康センター機能を復活させ、母子保健の拠点の整備を行うこと。また、妊婦健康診査費の国庫補助の継続を国に求めるとともに、引き続き市町と共に取り組むこと。

④ 放課後対策の充実

学童保育における待機児童問題を解消するとともに、子どもたちが安心・安全な居場所を確保するために、学校・行政・地域が一体となって、子どもの居場所づくりを進める「ひょうご放課後プラン事業」について、定員の拡充や開

設時間の延長など地域の実情に沿った運営の充実を図ること。

⑦ アレルギー疾患対策の拡充

国や県・市町、学校等の責務を明確にした「アレルギー疾患対策基本法」(案)に基づき、学校、幼稚園、保育所、学童保育等への徹底・普及を図り、アレルギー疾患対策を拡充すること。

⑧ 児童虐待対策の強化

児童虐待防止対策については、こども家庭センターを核として、市町、警察など関係機関とのネットワークを一層強化し、児童の安全確保を最優先し、相談・指導・一時保護体制等のさらなる充実を図ること。また、乳児健康診査を受けていない未健診児、不登校児の調査を速やかに実施するとともに、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」の活動内容の充実を支援すること。さらに、児童養護施設等の運営にかかる財政的支援を行うこと。

⑨ 里親制度の充実

里親制度を推進するため、養育里親の育成・支援とともに、普及啓発等の充実を図ること。

(2) 女性特有のがん対策の推進

乳がん及び子宮頸がん検診の無料化を継続するよう国に求めるとともに、がん検診の推進強化をめざす「コール・リコール制度」の積極的な導入を図り、市町への取組支援と併せ、事業所や関係機関と連携し、さらなる普及啓発を進め、がん検診受診率の向上に努めるとともに、財政的支援を国に要望すること。

(3) 女性への就労支援

① 再就職の支援

子育て等によって離職した女性の再就職を支援するための受け入れ先を中小企業だけでなく、NPO法人等にも拡大するとともに、マザーズハローワークとの連携を進め、着実な拡充を図ること。また、女性人材のデータベース化を図り、企業へ情報提供するなど再就職を支援すること。

② 起業の支援

女性就業相談室における再就業や起業等に向けた個別相談、職業紹介の充実強化に向け、ハローワークやひょうご産業活性化センター等との連携を一層推進するとともに、起業や第二創業をめざす女性起業家支援事業については、補助金及び貸付限度額の拡充とともに、補助対象者の拡大を図ること。

③ 教育訓練の推進

育児や介護等で離職した人の再就職に向けて行われている教育訓練については、国の教育訓練給付金と併せて、同給付金受給資格がないなどの県内在住者を対象とする育児・介護等離職者再就職準備支援事業を積極的に進め、効果

的な制度となるよう推進すること。

(4) 女性登用を促進

県をはじめ様々な分野においても指導的地位に占める女性の割合を 30%に引き上げる女性の活躍加速化プランを策定する取り組みを促進すること。

(5) 女性へのDV対策の推進

女性に対するDV対策基本計画の実効ある取組、普及啓発に努めるとともに、DV被害の早期発見、通報・相談体制の強化を図るため、女性家庭センターを充実すること。また、DV被害者の自立のための住宅の確保を図り、自立支援に当たるカウンセラー、ケースワーカーなどの人材育成、確保、配置を一層推進するとともに、NPOなど民間支援団体のシェルター運営等の活動に対する財政支援を引き続き講じること。

2. 若者の活躍を促す環境づくり

(1) 若者の活躍による地域活性化

① 地域おこし協力隊の推進

都市地域から過疎地域等へ住民票を移し、地域に居住して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」事業の取り組みを積極的に進めること。【再掲】

② 地域のにぎわいの創出

中心市街地・商店街等のにぎわい創出や、若者自身が企画・実行し地域活性化に挑戦する取り組み、様々な技能・経験・知識を活かして地域に貢献できる仕組みづくりを推進し、若者等が地域で活躍できる環境整備を進めること。

③ 能力開発の推進

新たな専門性を身につけたい人の職業能力開発や、民間機関等を活用した能力開発の推進を図ること。

(2) 若者雇用対策の推進

① 雇用創出と所得の拡大

緊急雇用創出基金事業（地域人づくり事業）など、各種基金事業の活用等により、地域の実情に応じた雇用創出や処遇改善を進めるとともに、所得拡大促進税制の拡充・活用などにより、賃上げを促進すること。

② ニート対策等の強化

「わかものハローワーク」等の就職支援体制を強化するとともに、「地域若者サポートステーション」などニート・ひきこもり対策を強化すること。また、民間企業での就労体験において、社会人として必要な知識、技能などを習得させ、正規雇用に結び付ける活動を強化すること。

③ ブラック企業対策

若者に過酷な労働を強いて退職に追い込む“ブラック企業”対策の実施を国に求めるとともに、過労死防止対策にも取り組むこと。

④ 雇用のミスマッチ予防

高校生に対するトライやる・ワーク、インターンシップ等の拡充を図り、雇用のミスマッチ予防に努めること。

(3) 若者の創業・起業支援

「創業促進補助金」等の活用、創業スクールの実施など、若者等の創業・起業支援を推進すること。

(4) 就職活動への経済的支援

学生の就職支援を行う企業、NPOともU・Iターンの促進のため連携を強化すること。また、U・Iターンの就職活動は交通費等の負担が大きいため、「地域人づくり事業」の活用など、経済的負担に配慮した積極的な支援を実施すること。

(5) 「域学連携」等の推進

地域と大学が協同して地域再生・地域づくりに取り組む「域学連携」や、ひょうご産学官連携コーディネーターの活動促進及び兵庫県COEプログラムを推進することで、産業界や金融機関とも連携してイノベーションを創出する「産学金官連携」を推進すること。

3. 教育の充実

(1) 新しい教育委員会制度による教育委員会の機能強化

平成 27 年 4 月の改正地方教育行政法施行に伴い、教育委員長と教育長を一体化した新たな教育行政の責任者（新・教育長）を置くことにより、地方教育行政の責任体制の明確化、いじめなど重大な事案等様々な学校現場で発生する問題に迅速かつ適切に対応する危機管理体制の構築を図ること。また、教育委員に多様な人材を登用することにより教育委員会の活性化を促進する取り組みを推進すること。

(2) 時代変化に適応した教育の推進

① 新しい教育への転換

従来の 1 人の教員が一斉授業で指導する受け身型・知識偏重型の教育から、自ら課題を発見し、解決する力や様々な情報を取捨選択する力などを養う課題解決型授業への転換をはじめ、小中一貫教育やICTの活用、反転授業の導入

など、新しい教育への転換を図ること

② 少子化に対応した教育体制の構築

小中学校の統廃合については、教育的観点から学校規模の適正化を図るため、教職員体制やスクールバス運行など更なる支援を実施すること。

③ 多彩な個性や能力を伸ばす教育の推進

語学教育の強化や国際交流機会の拡大等により、国際的に活躍できる人材育成の取組を強化すること。また、部活動を維持するための指導者の育成・確保、サポート体制の確立とともに、財政支援を図るとともに、部活動指導等における体罰の禁止や十分な安全管理について、研修等を通じた教員への徹底を図ること。

④ 持続可能な発展教育の推進

環境や多文化への理解を深める教育を行い、持続可能な社会をめざす国際的人材を育成する取り組みである「国連持続可能な発展のための教育」を実践するユネスコスクールについて、県内の中学校・高等学校へ周知及び普及促進を図ること。

⑤ 栄養教諭の配置促進

食生活の改善と健康増進をめざし、栄養教諭の積極的配置及び親子に対する食の正しい知識と文化を身につける食育を推進すること。

(3) 教員の資質、指導力向上

① 教員の能力向上対策と倫理観の醸成

教科指導や生徒指導における教員の能力向上のため研修等の強化を図るとともに、教員による不祥事の根絶に向け、高い倫理観の醸成に努めること。

② 教員の多忙化対策と外部指導者の配置

教員の多忙化対策の強化を図るとともに、部活動においては、教員の負担軽減を促進させるため、外部指導者の配置を拡充すること。

③ 若手教員の指導力向上

若手教員の教科指導・学級運営等の指導力向上を図るため、ベテラン教員や再任用教員を活用し、個別育成体制を構築すること。

(4) 安全・安心な教育環境の整備

① 子どもの見守り体制の強化

「いじめ防止対策推進法」の理念に則り、「いじめ対応マニュアル」を活用して、いじめやその兆候を早期に発見し、学校現場において迅速かつ適切に対処することができるよう、「いじめ対応チーム」や「学校支援チーム」などの取組を強化すること。また、いじめや不登校等学校を取り巻く状況の複雑化・困難化に対応するため、教育内容・方法の転換、教員の質向上、教員数の充実を一体的に強化するとともに、県警など関係機関と連携して対応すること。

② アレルギー性疾患対策の推進

学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの活用を徹底し、学校現場でのアレルギー性疾患対策を推進すること。特にエピペン等を用いた児童生徒のアナフィラキシー発症時の緊急時対応について、教員等への研修を拡充すること。

③ 相談支援対応の強化

児童・生徒のこころの相談に対応するスクールカウンセラーやキャンパスカウンセラーを拡充し、学校・保護者・諸機関と連携して効果的な活用を進めるなど、不登校等に対する教育支援体制を強化すること。また、中高生（思春期）の心の問題（精神疾患）に対応するため、教職員研修の充実と精神科医との連携体制を確立すること。

④ 学校施設の安全確保推進

高等学校等の公共施設の耐震改修を前倒しし、早期に 100%を達成するとともに、天井や窓ガラス、壁等の非構造部材の耐震化も促進すること。

⑤ 学習環境の改善

冷暖房設備の整備及び洋式トイレへの改修を促進するとともに、緊急時の避難所としての役割も考慮し、学校のバリアフリー化を推進すること。

（5）特別支援教育の充実

① 環境・体制の整備

特別支援学校の教室不足の解消等ハード面での整備などを進めるとともに、受け入れ体制を引き続き充実させ、障がいの重度・重複化や多様化等の個々の児童生徒ニーズに応じた教育の充実と、保護者や医療、福祉などの外部関係機関に対する学校の窓口、連絡調整役である「特別支援教育コーディネーター」や教員の専門性向上、特別支援教育の加配教員の充実、特別支援教育支援員の配置促進等ソフト面での支援を推進すること。また、卒業後に備えた自立教育及び就業支援を拡充すること。インクルーシブ教育の推進を図り、共に学べる教育環境の整備を推進すること。さらに、特別支援学校教員の技術向上と計画的な人材育成を行うこと。

② 特別支援学級への対応

市町における特別支援学級においては、聴覚障がい者対応など特徴ある技術を有する教員の市町単位での育成・確保が困難であることから、県で対策を講じること。

③ 高等部の計画的整備

過密状態になっている特別支援学校高等部の計画的整備を進めるとともに、分教室等、普通科生徒と共に学べる教育環境の整備を同時に推進すること。

（6）奨学金等の充実

意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況によって高校等への進学断念や退学

を余儀なくされることのないよう、授業料減免を充実させるとともに、奨学金については、無利子奨学金のより一層の充実を図ること。また、高校生等が安心して教育が受けられるよう、奨学のための給付金を継続するとともに、第1子への支給額の拡充を図ること。所得連動返還型奨学金制度の拡充や給付型奨学金の創設について国に要望すること。

(7) 子どもの貧困等への対応

貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの貧困対策推進法の大綱を勘案し、子どもの貧困対策計画を策定し、低所得家庭への学習支援等を実施すること。また、学校以外のフリースクールなど多様な学びを推進することにより、不登校やひきこもりで学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境作りを推進すること。

(8) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・拡充

子どもの「読書離れ」「活字離れ」が指摘される中、すべての子どもがあらゆる機会と家庭、学校、図書館等あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができる環境を整備すること。特に学校図書館においては、蔵書の計画的な整備や学校司書の配置等を進め、ブックスタートや読み聞かせ、朝の読書活動の他、読書感想や読書希望リストを記入する「読書手帳」の配布等読書意欲を促進すること。

(9) その他

① 私学教育の支援

私立学校教育に対する各種支援策の充実及び私立高等学校等生徒に対する就学支援を継続すること。

② 通学区域見直しに対する留意

新通学区域の導入に伴い、中学校での進路指導に混乱を来さないよう、教員や生徒、保護者に十分な説明を行うとともに、遠距離通学を余儀なくされる生徒に対し、経済負担に係る支援メニューを具体的に示すこと。

③ 自転車通学者の安全対策

自転車通学者に対する自転車免許制度の推進により、安全教育を徹底すること。また、自転車通学を許可するに当たっては自転車保険への加入を徹底すること。

4. NPO等非営利法人の活動支援

(1) NPOやソーシャルビジネスの創業・起業支援

地域の抱えるコミュニティ再生、教育や福祉などの課題解決を目的として起業・創業するNPO等非営利法人やソーシャルビジネスの活動を資金面や人材面

で支援する体制を抜本的に拡充すること。そのため、NPOの設立・運営を支援するひょうごボランティアプラザの育成、能力向上を図るとともに、既存の支援機関（地銀・信金等における認定支援機関、商工会・商工会議所等）において専門性の高いサポートが受けられる体制を構築すること。

（２）休眠口座資金を活用した社会的事業への支援等の検討

銀行などにある休眠口座の資金を、預金者の権利を侵害することなく、NPOや社会的事業の支援等に活用するための仕組みや、行政による補助金や民間金融といった既存の資金では対応しきれない社会的課題分野への活用など、国において検討を加速化させるよう働きかけること。